

# 「臨時福祉給付金」及び 「年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け）」について

## 趣旨等

- 1 消費税率の引上げ(平成26年4月)に際し、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給する。
- 2 賃金引上げの恩恵を受けにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、暫定的・臨時的な措置として「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」を支給する。

全額国庫補助  
(補助率10/10)

## 事業の概要

### 臨時福祉給付金

### 障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

#### 支給対象者

平成28年度市民税(均等割)が課税されない方(課税者の扶養親族を除く)  
(住民登録基準日:平成28年1月1日)  
※生活保護受給者は**支給対象外**

左記臨時福祉給付金の支給対象者のうち、  
障害基礎年金・遺族基礎年金について平成28年5月分の受給がある方  
※5/14~8/15受付中の高齢者向け給付金(3万円)受給済者は**支給対象外**

#### 支給額

対象者1人当たり **3,000円**  
【H27:1人当たり6,000円】

対象者1人当たり **30,000円**

#### 対象者数及び予算額

※いずれも予算要求時における推計

支給対象者数 20,000人  
(課税状況等により支給対象外となる方が一部含まれている)  
予算額:81,656千円(給付費60,000千円・事務費21,656千円)

支給対象者数 1,400人  
予算額:43,629千円(給付費42,000千円・事務費1,629千円)

#### 給付金の重複

どちらの支給要件にも該当する場合、**両方とも支給される**

#### 受付・周知方法等

- 申請書の送付 平成28年8月下旬(対象と見込まれる世帯に郵送)
- 受付方法 郵送または窓口
- 受付期間 平成28年8月27日(土)~平成29年2月24日(金)

- ※市広報8月号及びホームページに掲載して周知
- ※厚生労働省にて作成中のポスター・チラシを公共施設等に掲示予定

【特設窓口】8月27日(土)・28日(日) 午前9時~正午

市役所、北村支所、栗沢支所、コミュニティプラザ  
幌向総合コミュニティセンター(ほっとかん)

【通常窓口】8月29日(月)以降(土・日・祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時

市役所、北村支所、栗沢支所  
各サービスセンター(有明交流プラザ・朝日・幌向・美流渡)